



あすなろ通信



ひとり親家庭の皆さんへ
母子・父子自立支援員からのおたよりです。
2021. 9月号 第47号

ひとり親家庭自立支援事業を活用して資格を取ろう！！



1 高等職業訓練促進給付金等事業（必ず事前相談が必要です。）

ひとり親の方が、経済的な自立に効果的な資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合、生活費を援助する制度ですが、令和3年度に限り、6か月以上の教育訓練講座で修業し民間資格(デジタル分野の資格や講座等)を取得する場合も対象となることがあります。

☆【支給対象者】

- 和光市内に住民登録がある、20歳未満の子を養育するひとり親で、次の要件のいずれにも該当する方
- 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準
 - 養成機関で1年以上修業し、資格取得が見込まれる者であること(令和3年度については6か月以上)
 - 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
 - 過去にこの促進給付金を受けたことがない者であること

☆【対象資格】

看護師・准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師・調理師・その他（市長が適当と認めるもの）

【支給額と支給期間】

市県民税課税世帯	訓練促進給付金	月額 70,500 円
	最終学年	月額 110,500 円
	修了資金給付金	月額 25,000 円
市県民税非課税世帯	訓練促進給付金	月額 100,000 円
	最終学年	月額 140,000 円
	修了資金給付金	月額 50,000 円



詳細は母子・父子自立支援員まで 048-424-9140



2 自立支援教育訓練給付金事業（事前相談が必要です。）

雇用保険制度指定の教育訓練講座を受講する場合、給付金を支給します。ただし、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格者には、差額分を支給します。受講開始前にご相談ください。

☆【支給対象】

次のすべての条件を満たす方が対象です。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること
- ③ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

☆【支給対象講座】

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
※【厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧】をご覧ください。
- ② 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

☆【支給額】

- ① 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方
◎対象講座の受講料の60%相当額（上限20万円）
※ただし、60%相当額が12,000円を超えない場合は支給されません。
- ② 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方
◎①に定める額から雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

詳細は母子・父子自立支援員まで 048-424-9140

利用してみよう！ひとり親のためのパソコン教室

日時／令和3年10月6日(水)7日(木)全2日間

10:30～15:30

場所／坂戸市文化施設オルモ

(東武東上線「北坂戸」東口徒歩1分)

費用／受講料:無料 教材費800円

定員／15名(応募多数の場合は抽選)

申込み方法／メール、又は往復はがき(1人1枚)により

- ①「パソコン教室(第4回)」
- ②郵便番号・住所
- ③氏名
- ④年齢⑤電話番号を明記の上、9月21日(火)(必着)まで

【宛先】〒330-0074

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎内

公益財団法人 埼玉県母子寡婦福祉連合会

e-mail info@saiboren.or.jp

問合せ／公益財団法人 埼玉県母子寡婦福祉連合会 048-822-1951



ご相談は
お早めに！

A0 推薦・指定校推薦で来年度お子さまが大学・短大・専門学校・高等学校へ進学予定の方
学費の準備は大丈夫ですか？

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の利用をご希望する場合

- ★総合選抜(A0)入試や指定校推薦の場合は9月～10月には合格が決まると学費納入がすぐとなります。審査に時間がかかります(1か月位)ので9月上旬までには申請しましょう。
- 一般入試の方も納入期限に間に合うよう早めの相談をお勧めします。

詳細は母子・父子自立支援員まで 048-424-9140

